

ひとり親家庭などで児童を養育されている方へ

児童扶養手当

父または母がいない状態の家庭で、児童を監護している父や母または養育者に手当を支給します。手当の支給は、対象児童が18歳に達した日の属する年度末(障がいのある児童は20歳)までです。

【現在受給されている方へ】

8月31日(金)までに現況届を児童福祉課へ提出してください。(平日受付)

現況届が未提出の場合は、手当を受けられなくなります。また、現況届が2年間提出されない場合は、自動的に手当を受ける権利を失います。

【支給対象児童】

- ◎父母が離婚した児童
- ◎父または母が死亡した児童
- ◎父または母が政令で定める障がいの状態にある児童
- ◎父または母が生死不明な児童
- ◎父または母が1年以上遺棄している児童
- ◎父または母が1年以上拘禁されている児童
- ◎父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ◎母が婚姻によらないで生まれた児童
- ◎母が児童を懐胎した時の事情が不明である児童

【持参するもの】

児童扶養手当証書・はんこ・養育費などに関する申告書・一部支給停止適用除外事由届出書(対象者のみ)・その他添付書類を児童福祉課まで提出してください。

申請者および扶養義務者の所得により全部支給・一部支給・支給停止を決定します。

母子家庭などの就労支援します

児童扶養手当を受給している父または母が、安定した収入を得て、自立するための仕事探しや就職するための準備などを、母子・父子自立支援プログラム策定員がお手伝いします。

ひとり親家庭の父母の自立、就労支援のために、個々の状況などに応じた自立支援計画(就労計画書)を策定し、それを基に、ハローワークと連携しながら、就労を支援します。

【対象者】

児童扶養手当を受給するひとり親家庭の父または母

※生活保護受給者を除く

自立支援のための給付金事業

◆自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部(6割、上限20万円)が支給されます。

※雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金の支給を受けられるものは、その支給額との差額を支給

◆高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が、指定された資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間(上限3年)に訓練促進給付金などが支給されます。



【お問い合わせ先】

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)

☎32・2114 / FAX 32・3738

Mail: jidoufukushi@city.komatsushima.
i-tokushima.jp